

大和市文化芸術振興条例

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

(子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を^{はぐく}み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

(多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生

するための施策を推進するものとする。

(文化芸術振興基本計画)

第7条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

(文化芸術振興審議会)

第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員数は10人以内とする。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第57号を第58号とし、第43号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第42号の次に次の1号を加える。

(43) 大和市文化芸術振興審議会

第2条第1項中「第56号」を「第57号」に改め、同条第2項中「前条第57号」

を「前条第58号」に改める。

別表中第56号を第57号とし、第43号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第42号の次に次の1号を加える。

43	大和市文化芸術振興審議会の委員	日額	8,900
----	-----------------	----	-------